

笠松町の空き家の実態は？

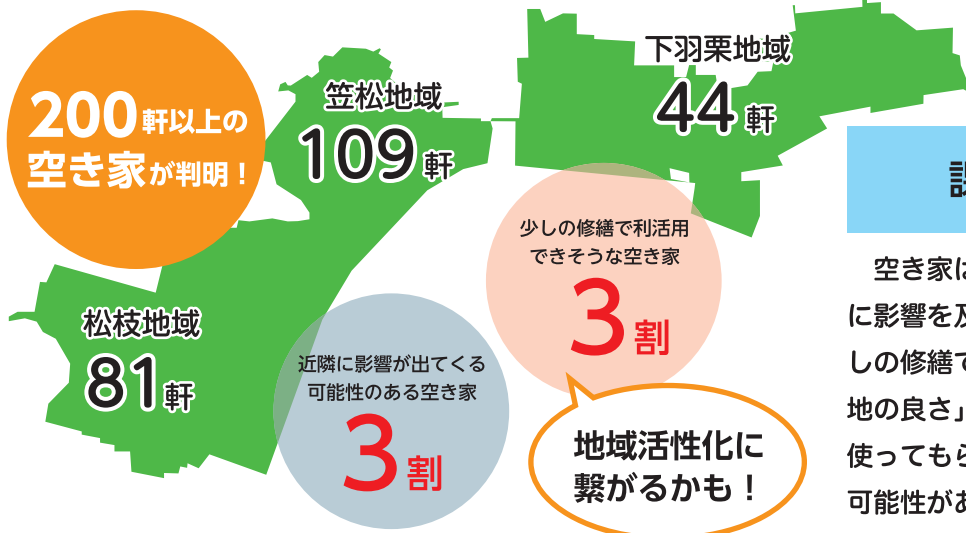
近年、全国的に使用目的のない空き家が増え続けており、社会問題となっています。放置され、老朽化が進む空き家は近隣住民の生活環境にも支障をきたす恐れがあります。笠松町の空き家はどうなのでしょう。今回の特集では町内の空き家の実態を報告します。これを機に、空き家について一緒に考えてみませんか？

空き家の実態調査を実施

調査期間

令和6年6月～令和7年2月

改めて、町内全域の空き家の現状を把握し、空き家の利活用や適正管理の促進等の基礎資料とするため実施しました。



調査の様子

課題もたくさんあるけれど…

空き家は町内のどの地域にも点在しています。近隣に影響を及ぼす可能性のある空き家がある一方で、少しの修繕で利活用できそうな空き家も。笠松町の「立地の良さ」という強みを活かして、住んでもらえる、使ってもらえる空き家の利活用が地域活性化に繋がる可能性があります。

空き家の放置は危険です！

損害賠償責任を負う可能性があります



※写真はイメージです。町内の空き家ではありません。

- ▲ 道路や隣家にまで樹木や雑草が伸びる

 - ・道路に枝がはみ出すと、視界を妨げ交通事故に繋がる恐れ
 - ・周囲の建物を傷つけたり、歩行者の通行を妨げる
 - ・電線にかかると漏電や停電、火災の原因に
- ▲ ハチ・害虫・小動物等の繁殖

 - ・スズメバチや害虫が巣を作り近隣住民に危害を加える恐れ
 - ・近隣住宅へ進入することも
- ▲ 老朽化による建築物の飛散

 - ・瓦が落ちたり、壁・塀の崩壊により事故が発生
 - ・壁に穴が空き、窓ガラスが割れていると、不審者の侵入や不審火などの犯罪が発生する恐れ

ご存知
ですか？

空き家の制度が変わっています！

令和5年度から段階的に制度が変わっています。

令和5年
4月1日

近隣関係の 見直し

隣家から枝が越境してきている場合などに、越境された土地の所有者が枝を切ることができる仕組みが整備されました。(諸条件あり)

令和5年
4月27日

相続土地国庫 帰属制度の創設

相続などによって土地の所有権を取得した相続人が法務大臣の承認を受けることで土地を国庫に帰属させることができるようになる制度が創設されました。(諸条件あり)

令和6年
4月1日

相続登記の 申請義務化

義務化に伴い、過料が発生することがあります。

相続によって不動産を取得した相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならなくなりました。

令和8年
4月までに施行

住所等変更登記 の申請義務化

登記簿上の所有者は、住所等を変更した日から2年以内に住所等の変更登記の申請をしなければならなくなります。

相談

空き家でお困り、お悩みの方へ

相談窓口

ぎふ住まいの相談センター

☎0586-82-0323

運営先 (一社) ハウスサポート ★笠松町協定先

笠松町役場建設課(総合窓口)

☎388-1117

相談内容

空き家対策・相続対策・リフォーム・建替え
リノベーション・土地活用・家の定期点検